

第3期（平成20年6月～平成22年6月）

～医療提供体制の確保、再生へ～

1 第3期（平成20年6月～平成22年6月）の主なできごと

平成20年11月21日 第12回府中市健康地域づくり審議会

平成21年 2月26日 第13回府中市健康地域づくり審議会

市長から諮問『府中市全体をカバーする医療提供体制の構築に向けて』

平成21年 3月10日 府中北市民病院の経営健全化計画の見直しについて、市長に提言書を提出

平成21年 9月 3日 第14回府中市健康地域づくり審議会

答申『今後、府中地域全体を持続的にカバーする医療提供体制の構築に向けて、その基本とすべき考え方』を市長に提出

平成22年 3月18日 第15回府中市健康地域づくり審議会

2 委員構成及び審議内容

(1) 審 議 会

《府中市健康地域づくり審議会》

会 長	寺 岡	暉	(府中市政策顧問)
副 会 長	中 野	悦 成	(次世代育成支援分科会会長)
委 員	金 光	俊 尚	(元気づくり分科会会長)
	大 森	祥 夫	(地域福祉分科会会長)
	長	健	(医療・病院分科会会長)
	樽 崎	靖 人	(市立病院経営審査分科会会長)
	高 橋	和 子	(元気づくり分科会副会長)
			(平成21年3月31日まで)
	中 村	一 夫	(元気づくり分科会副会長)
			(平成21年4月1日から)
	栗 原	進	(次世代育成支援分科会副会長)
			(平成21年5月31日まで)
	樽 崎	満 顕	(次世代育成支援分科会副会長)
			(平成21年6月1日から)
	高 尾	芳 文	(地域福祉分科会副会長)
	唐 川	浩 成	(医療・病院分科会副会長)
	能 島	和 男	(府中市議会議員)
	小 原	紘一郎	(府中市副市長)

第12回府中市健康地域づくり審議会

日 時 平成20年11月21日(金)

場 所 府中市文化センター3階会議室3

主な内容

- 副会長の指名
- 平成20年度分科会中間報告(各分科会から)
- 意見交換

第13回府中市健康地域づくり審議会

日 時 平成21年2月26日(金)

場 所 府中市文化センター3階会議室3

主な内容

- 平成20年度分科会報告(各分科会から)
- 審議会答申に基づく分科会の総括
- 平成21年度分科会事業方針
- 府中北市民病院健全化計画の見直し等について
- 市長からの諮問
『府中地域全体をカバーする医療提供体制の構築に向けて』

第14回府中市健康地域づくり審議会

日 時 平成21年9月3日(金)

場 所 府中市文化センター3階会議室3

主な内容

- 平成21年度分科会中間報告(各分科会から)
- 意見交換
- 諮問「府中地域全体をカバーする医療提供体制の構築に向けて」に対する答申について

第15回府中市健康地域づくり審議会

日 時 平成22年3月18日(木)

場 所 府中市文化センター3階会議室3

主な内容

- 平成21年度分科会事業の総括
- 平成22年度分科会事業方針
- 地域医療再生に向けた取り組みについて(報告)

(2) 各分科会

ア 元気づくり分科会

会 長 金 光 俊 尚（府中地区医師会）
副 会 長 高 橋 和 子（府中市民生委員児童委員協議会）
（平成21年3月31日まで）
中 村 一 夫（府中市民生委員児童委員協議会）
（平成21年4月1日から）
委 員 吉 永 竹 子（府中市食生活改善推進協議会）
川 本 一 徳（府中商工会議所）
井 本 和 子（府中市母子保健推進委員会）
（平成21年3月31日まで）
下 澄 子（府中市母子保健推進委員会）
（平成21年4月1日から）
仲 地 律 雄（湯が丘病院）
池 田 純（府中地区医師会）
専門委員 瀬 尾 幸一郎（府中地区歯科医師会）
中 村 博（府中地域産業保健センター）
（平成21年3月31日まで）
岡 田 功（府中地域産業保健センター）
（平成21年4月1日から）
大 上 利 太（府中市公衆衛生推進委員会連合会）
松 岡 憲 子（府中市ボランティア連絡協議会）

○ 第12回元気づくり分科会

日 時 平成20年9月30日（火）

場 所 府中市保健福祉総合センター

審議内容

- ・ 平成20年度事業の中間報告について

○ 第13回元気づくり分科会

日 時 平成21年2月13日（金）

場 所 府中市保健福祉総合センター

審議内容

- ・ 平成20年度事業実績報告、平成21年度事業計画について
- ・ 平成17年度から平成20年度までの事業の進捗状況について

○ 第14回元気づくり分科会

日 時 平成21年5月28日（金）

場 所 府中市保健福祉総合センター

審議内容

- ・ 平成21年度分科会スケジュールについて
- ・ 事業の実施状況について
- ・ 平成21年度での協議事項について
 - ① 健康増進計画「健康ふちゅう21」の中間評価
 - ② 食育推進の進捗状況
 - ③ 特定健康診査等推進の進捗状況

○ 第15回元気づくり分科会

日 時 平成21年11月19日（木）

場 所 府中市保健福祉総合センター

審議内容

- ・ 食育推進の進捗状況について
- ・ 特定健康診査等推進の進捗状況について
- ・ 健康増進計画「健康ふちゅう21」の見直しについて

○ 第16回元気づくり分科会

日 時 平成22年2月16日（火）

場 所 府中市保健福祉総合センター

審議内容

- ・ 食育推進の進捗状況について
- ・ 特定健康診査等推進の進捗状況について
- ・ 健康増進計画「健康ふちゅう21」の見直しについて
- ・ 平成22年度事業計画について

イ 次世代育成支援分科会

会 長 中 野 悦 成（青少年育成府中市民会議）
副 会 長 栗 原 進（次世代育成支援分科会副会長）
（平成21年5月31日まで）
 檜 崎 満 顕（次世代育成支援分科会副会長）
（平成21年6月1日から）

委 員 唐 川 武 典（府中地区医師会）
 清 水 美代子（府中市母子保健推進委員会）
 内 田 博 人（府中市民生委員児童委員協議会）
 瀬 尾 千 鶴（府中商工会議所）

専門委員 宮 原 誠 之（社会福祉法人府中保育会）
 岡 本 由姫美（私立保育施設）
 近 藤 玉 枝（私立保育施設）
 芝 吹 茂 子（小中学校校長会）
 田 中 幸 夫（府中市PTA連合会）
 岡 田 正司朗（保育所保護者連合会）
 村 上 政 江（府中地区医師会）

○ 第13回次世代育成支援分科会

日 時 平成20年8月21日（木）

場 所 府中市役所2階第2応接室

審議内容

- 平成20年度事業について
 - ① 保育体制再編整備計画
 - ② 保育内容の向上
 - ③ 乳幼児期からの食育の推進
 - ④ 地域子育て支援センターの整備・充実
 - ⑤ 子育て支援ネットワークの整備 S
- 認可外保育施設の認可について
- 次世代育成支援行動計画20年度実施状況及び後期行動計画策定準備について
- 「働き方の見直し」セミナーについて

○ 第14回次世代育成支援分科会

日 時 平成21年2月12日(木)

場 所 府中市役所2階第2応接室

審議内容

- ・ 平成20年度事業の総括
- ・ 次世代育成支援行動計画平成20年度進捗状況及び後期計画策定準備について
- ・ 平成21年度事業計画

○ 第15回次世代育成支援分科会

日 時 平成21年8月20日(木)

場 所 府中市役所2階第2応接室

審議内容

- ・ 平成21年度事業計画について
 - ① 保育体制再編整備計画
 - ② 保育内容の向上
 - ③ 乳幼児期からの食育の推進
 - ④ 地域子育て支援センターの整備・充実
 - ⑤ 子育て支援ネットワークの整備
 - ⑥ マザーリング・ザ・マザーの普及啓発
- ・ 次世代育成支援行動計画平成21年度実施状況及び後期計画策定について

○ 第16回次世代育成支援分科会

日 時 平成21年11月19日(木)

場 所 府中市役所2階第2応接室

審議内容

- ・ 府中市次世代育成支援後期行動計画(平成22年度～平成26年度)素案について

○ 第17回次世代育成支援分科会

日 時 平成22年2月18日(木)

場 所 府中市役所2階第2応接室

審議内容

- ・ 平成21年度事業の総括
- ・ 次世代育成支援行動計画平成21年度進捗状況及び府中市次世代育成支援後期行動計画（平成22年度～平成26年度）案について
- ・ 平成22年度事業計画について

ウ 地域福祉分科会

会 長	大 森 祥 夫	（府中地区医師会）
副 会 長	高 尾 芳 文	（社会福祉法人静和会）
委 員	名 和 昌 彦	（府中市社会福祉協議会）
	中 川 光 昭	（府中市町内会連合会）
	真 邊 則 行	（府中市民生委員児童委員協議会）
	瀬 尾 泰 雄	（府中地区医師会）
専門委員	江 村 良 治	（府中市ボランティア連絡協議会）
	森 橋 幸 雄	（府中市老人クラブ連合会）
	宮 脇 功	（府中商工会議所）
	橋 高 則 行	（府中市身体障害者福祉協会）
	高 田 弘 之	（府中市障害児・者のくらしを守る会）
	福 本 花 子	（わかば作業所）

○ 第15回地域福祉分科会

日 時 平成20年7月10日（木）

場 所 府中市役所3階第3・4会議室

審議内容

- ・ 健康地域コミュニティモデル地域の取り組みについて
- ・ 障害福祉計画について

○ 第16回地域福祉分科会

日 時 平成21年2月5日（木）

場 所 府中市保健福祉総合センター3階会議室

審議内容

- ・ 健康地域コミュニティ活動について
- ・ 障害福祉計画について
- ・ 4年間の総括について

- ・ 次年度の方針について
- ・ 第2期障害福祉計画素案について

○ 第17回地域福祉分科会

日 時 平成21年7月2日（木）

場 所 府中市役所3階第3・4会議室

審議内容

- ・ 地域福祉計画について
- ・ 健康地域コミュニティについて

○ 第18回地域福祉分科会

日 時 平成22年2月25日（木）

場 所 府中市役所2階第2応接室

審議内容

- ・ 地域福祉計画について
- ・ 健康地域コミュニティについて
- ・ 自立支援協議会について
- ・ 次年度の活動方針について

工 医療・病院分科会

会 長	長	健	(府中地区医師会)
副 会 長	唐 川	浩 成	(府中商工会議所)
委 員	中 西	紀 男	(JA 府中総合病院)
	小 西	貞 夫	(府中地区歯科医師会)
	桑 田	哲 男	(社会福祉法人翁仁会)
	谷	秀 樹	(府中地区医師会)
	皿 田	好 子	(府中薬剤師会)
	横 矢	仁	(府中北市民病院)
	仲 地	律 雄	(湯が丘病院)
	石 原	広 一	(監査委員)

○ 第8回医療・病院分科会

日 時 平成20年8月28日(木)

場 所 府中市保健福祉総合センター3階会議室

審議内容

- ・ 市民の安心を支える地域医療体制の整備にむけて

○ 第9回医療・病院分科会

日 時 平成21年2月9日(月)

場 所 府中市保健福祉総合センター3階会議室

審議内容

- ・ 市民の安心を支える地域医療体制の整備にむけて
 - ① 地域医療の現状
 - ② 休日診療、夜間診療のあり方(医科、歯科)

○ 第10回医療・病院分科会

日 時 書面審議

審議内容

- ・ 平成22年度の事業計画
- ・ 医療提供体制のための基盤整備へ向けたネットワークづくり

才 市立病院経営審査分科会

会 長 檜 崎 靖 人（府中地区医師会）
委 員 難 波 泰 樹（府中地区医師会）
中 川 光 昭（府中市町内会連合会）
オブザーバー 石 原 広 一（府中市監査委員）

- 第14回市立病院経営審査分科会
日 時 平成20年8月21日（木）
場 所 府中市役所第2応接室
審議内容
 - ・ 平成20年度の決算見込みについて
 - ・ 公立病院改革プランの策定について

- 第15回市立病院経営審査分科会
日 時 平成20年11月13日（木）
場 所 府中市役所第2応接室
審議内容
 - ・ 公立病院改革プランの策定について

- 第16回市立病院経営審査分科会
日 時 平成21年2月12日（木）
場 所 府中市役所第2応接室
審議内容
 - ・ 公立病院改革プラン（案）について
 - ① 平成20年度決算見込み
 - ② 平成21年度予算編成
 - ③ 公立病院改革プランの概要

3 市長からの諮問及び審議会からの答申

諮 問

府 福 第 1 4 3 4 号
平成 2 1 年 2 月 2 6 日

府中市健康地域づくり審議会
会長 寺岡 暉 様

府中市健康地域づくり審議会条例（平成 1 6 年府中市条例第 5 1 号）第 2 条の規定により、以下のことについて貴審議会に諮問します。

府中市長 伊藤 吉和

諮問主文

今後、府中市域全体を持続的にカバーする医療提供体制の構築に向けて、その基本とすべき考え方はどのようなものか。

諮問理由

今日、地域の医療資源は、医師等の人材をはじめとして厳しい減少傾向にあると認識しています。また、病院及び診療所の経営は、民間、公立を問わず逼迫の度合いを深めています。このようなことから、従来の地域の医療提供体制は、存亡の瀬戸際にあると言わざるを得ません。

一方で、療養病床の転換等に見られるように、全てを従来型の医療で賄うという考え方も、もはや過去のものになりつつあります。

このような時代にあって、今後、医療の担うべき範囲をどう捕らえるのか、福祉等関連分野との連携をどう整理するのか、そのうえで地域の医療提供体制を中長기에わたって守り続けるにはどうしたらいいのか、平成 2 1 年度中の府中市地域医療計画策定を前に、医療とその周辺を含めた、今後の市の政策の基本的な考え方を明確にする必要があります。

そこで今回、このことについて貴審議会の意見を求めるものです。

なお、大変恐縮ですが、本諮問に対する答申は、5ヶ月以内を目途としていただくようお願いいたします。

提 言

平成21年3月10日
府 審 第 5 号

府中市長 伊藤 吉和 様

府中市健康地域づくり審議会
会長 寺岡 暉

府中北市民病院の経営健全化計画の見直しについて（提言）

本審議会は、平成18年1月17日に府中市長から「市立病院、特に府中北市民病院の健全化へむけての方策」について諮問されて以来、専門分科会である市立病院経営審査分科会での協議を踏まえ、府中北市民病院の健全化計画について概ね適切であることを平成19年2月9日に答申しました。

府中市及び府中北市民病院（以下「北市民病院」という。）におかれては、この健全化計画を達成すべく経営の健全化にむけて最大限の努力を傾注され、平成19年度の決算において経常損失を3千1百万円余りに抑制されたことで、平成20年度の予算編成において退職給与費の財源を確保するための引当金を計上できる、独立採算が可能な経営状態に向かっていることが示されました。赤字補填として一般会計から8千1百万円余りの財政支援を受けたとはいえ、経営健全化の第一歩が踏み出されたと評価してきたところです。

しかし、平成20年度に入ってから外科医師の1名退職を主な原因として医業収益が大幅に減少しているため、1億1千万円を超える多額の経常損失が見込まれています。医師の補充については未だ目途が立たないことに加え、平成21年度には更に整形外科医師が1名退職することが既に明らかになっており、北市民病院の経営健全化は大きく後退する要因を抱えていると言わざるを得ません。

この間、自立した病院経営にむけた再検討策を「公立病院改革プラン（以下、「改革プラン」という。）」にまとめるべく、市立病院経営審査分科会では、市行政内組織である病院事業管理委員会での検討内容について協議を進めてきましたが、市当局と北市民病院との間の現状認識及び将来推計に対する見解には大きな隔たりがあり、容易には成案に至りませんでした。

この度、市立病院経営審査分科会から成案化に難渋しつつも「改革プラン」が示されました。本審議会としては、その努力を多としますが、北市民病院の経営健全

化には更なる改革が必要と思料しますので、次のとおり提言します。

（現健全化計画の基本的な方向性について）

北市民病院の健全化計画は、単に病院の経営的視点のみならず、府中地区医師会圏域の中で、府中市北部圏域における市民の安心と安全を保障できる医療機関という位置付けを見据え、市民の健康づくりへの取組みを考慮して策定されたものであり、基本的にその方向性に変更はありません。

ただし、本健全化計画は、効率性、採算性を踏まえた経営改革による「自立した病院経営」の実現を前提としたものであり、確かに医師・看護師確保の困難さを含む所謂医療危機の状況はあるとしても、多額の経常損失は前提的に容認されるべきものではありません。

引き続き、健全化計画及び健全化実施計画に明記された基本戦略並びに目標について、その実施状況と経営に及ぼした効果について真摯に検証し、実現にむけて努力することが必要です。

（経営健全化にむけた当面の取組みについて）

平成21年度から平成23年度までの3年間を対象期間とする改革プランでは、北市民病院の経営効率化に係る計画として、「内部留保資金の範囲内での病院経営の維持」が挙げられていますが、「今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供する」という改革プランの命題の解決には未だ不十分と判断せざるを得ません。しかしながら、根本的改革にむけた当面の間の対症療法的な方策としてはこれを認める必要があると思料します。

内部留保資金の範囲内での病院経営の維持のためには、収益に見合った費用に抑制する必要があり、現在の病院の経営状況から推察すれば決して容易な計画とは言えません。本審議会としましても北市民病院におけるこれまでの費用削減にむけた取組み等には一定の評価を表するものですが、北市民病院におかれては、平成19年度当時の診療体制が確保されたとしても尚赤字経営という厳しい現実を直視しなければなりません。高齢化する地域住民の医療に対するニーズに見合う医療の提供にむけて、職員が一丸となってこれまで以上に責任ある経営管理を行うとともに必要な経営改革に取り組み、この計画を達成されるよう強く要請します。

（今後の方向性について）

平成24年度に予定される療養病床の再編をはじめ、医療を取り巻く情勢は変革期にありますが、一方、市内における医療機関では医師不足、開業医の高齢化及び後継者の減少など、現在の医療提供体制を維持することさえも困難な状況にあり、その将来には予断を許しません。現在、市民の安心を支える地域医療体制の整備に

むけて、市は「府中市地域医療計画」の策定に取り組まれています。その中でも特に、医療機関の機能分化及び連携、並びに医療機能の集約化及び重点化にむけて医療機関の再編・ネットワーク化を促進するため協議の場を立ち上げるなど、医療提供体制の確保を早急に図ることが肝要です。

北市民病院におかれても、府中市北部圏域内の医療機関として期待される役割を担うためには、経営形態の見直しをも含めて、この再編・ネットワーク化の推進についても検討を進める必要があります。

市におかれましては、貴重な地域社会資源である病院の存続にむけて平成21年度当初予算案に赤字補填的支援を盛り込まれたことは、財政危急の折りに苦渋の決断であったことと推察します。この予算案が市民の理解を得られることを祈念するものです。

答 申

府 審 第 6 号
平成21年9月3日

府中市長 伊藤 吉和 様

府中市健康地域づくり審議会
会 長 寺 岡 暉

府中市長より諮問のあった「今後、府中地域全体を持続的にカバーする医療提供体制の構築に向けて、その基本とすべき考え方」について、現在までに審議した結果を踏まえ、次のとおり答申する。

記

1 はじめに

今日、医師等の確保が極めて困難な状況が深刻化し、診療報酬改定をはじめとする医療制度の改正なども相まって、病院、診療所の経営は、公立、民間を問わず逼迫の度合いを深めている。そして、当地域の医療提供体制は、数年前とは比較にならないほど疲弊し、まさに危機的状況を迎えてしまった。

今後、地域の病院の安定的な経営を確保するには、もはや解体的な経営体制の

見直しが必要である。更にこれを、全体の医療提供体制の構築につなげるには、足下の危機的状況を乗り越え得る、従来の枠組みにとられない大胆な政策がどうしても必要である。

このような認識のもと、本審議会は以下の具体的方策を骨格として、「府中地域の医療提供体制の基本的考え方」について、今次の答申を行うものである。

- ① 今後の地域医療提供体制は、地域内の病院が共同体化することによって、その構築を図る必要がある。病院間で業務範囲を適切に分担し、限られた人材を共同で確保・活用するなど、全体で最も合理的・効率的な医療提供体制を、この病院共同体によって実現すべきである。地域内の公的病院及び社会医療法人病院には、その推進役としての役割を期待するものである。
- ② そのためにも公的病院は、何としても存続させなくてはならない。府中北市民病院は、経営形態を地方独立行政法人化して、経営を立て直す必要がある。JA府中総合病院は、需要に相応しい規模での存続を図るため、府中北市民病院と統合して「新病院」とする必要がある。
- ③ 病院共同体が人材を安定的に確保する仕組みとして、共同体内に「地域医療人材センター（仮称）」を設置し、医師・看護師等人材の確保、活用及び養成を、大学病院等と連携して行うことが必要である。

2 府中地域における医療提供体制の現状

(1) 府中市立府中北市民病院

当病院では、病院存続に向けた健全化の取り組みが行われてきたところであるが、平成20年度以降、常勤していた外科医及び整形外科医の退職後の医師確保が十分でなかったこと等を端緒に、患者数の減少と病床利用率の低下が進み、収益が大幅に減少している。支出の更なる削減も困難であったため、財務内容は大幅に悪化し、廃止予定の一般会計からの赤字補填を続けることによって、経営を維持している状況である。

本審議会としては、もはや当病院の健全化計画は頓挫したと判断しており、今後は平成23年度までの「公立病院改革プラン」期間中に、経営形態の見直しを含む抜本的な改善策に取り組まなければ、現診療体制はおろか病院の存続さえ困難になると受け止めているところである。

(2) JA広島厚生連府中総合病院

当病院は、旧府中市域における中核的医療機関として多年に亘り住民に医療を提供してきたが、近年は既存の診療科目の維持に必要な医師の確保が困難に

なっている。その結果、産科及び小児科等の診療科目の縮小を余儀なくされ、最近数年間は多額の赤字を計上するなど、財務内容の悪化が著しい。

経営改善に向けた努力がなされているが、医師不足という構造的問題を前に改善の目途は立っていない。JA広島厚生連では当病院の経営に関する検討組織が設置され、病院の今後について検討が始められた。JA広島厚生連が今後も当病院の存続に努力されるとしても、客観的状況は極めて厳しく、まさに予断を許さない状況にあると言える。

(3) 他の病院及び診療所等について

前述の2病院以外においても、病院の規模縮小による診療所化が進行しているほか、平成19年度には医療法人みのり会北川病院が二次救急医療病院群輪番制から脱退するなど、病院の医療機能は急速に低下している。

また、住民にとって最も身近な存在である診療所では、開業医の高齢化及び後継者不足が深刻な課題となっている。

(4) まとめ

府中地域の医療機能は加速度的な低下傾向にあり、中でも府中北市民病院及びJA府中総合病院は、地域医療の核となるべき公的病院でありながら、その機能の低下及び経営の悪化が著しい。まさに当地域の病院体制は崩壊の危機に瀕しており、それは医療提供体制全体の崩壊に直結するものである。この状況に対し、本審議会としては、「病院の存続こそ緊急に取り組むべき課題である。」との認識を強くしている。

3 病院経営危機の原因について

(1) 医師・看護師等の絶対的な人材不足

医師・看護師等の不足は、これら人材に支えられている医療体制の存続にとって致命的な問題である。医師については、平成16年度に義務化された新医師臨床研修制度の影響が大きい。本制度によって、さまざまな臨床分野での研修が必修化され、それまでは事実上大学病院等に制限されていた研修医の受入先について、研修医自らによる選択の幅が拡大された。

その結果、若手医師の流動化が進み、生活環境や待遇が良く、症例も多い都市部の病院に研修医が集中し、そのまま留まる傾向が続いている。このため、大学病院で研修を受ける医師の割合が大幅に減少し、大学病院でさえ医師が不足する状況となっている。医師確保を大学病院からの派遣に頼っていた地域の病院では、必然的に医師不足が深刻化することとなった。

また、看護師についても、平成18年度の診療報酬改定時に新たな看護配置基準が導入されて、看護師に対する需要が大幅に増加した結果、医師と同様に

流動化が進み、都市部の病院に人材が集中する傾向が顕著になっている。

(2) 公的病院の著しい高コスト体質

府中北市民病院の現在の経営形態では、歳出削減に向けた最大の課題である「人件費の抑制」は困難と言わざるを得ず、せっかくの健全化への取り組みも効果は限定的である。誤解を恐れずに言えば、現在の医療制度下において、全職員を公務員の給与体系によって処遇しつつ、中山間地域で病院経営を成立させることは、相当恵まれた条件が揃わない限り無理である。

当病院の経営を審議してきた市立病院経営審査分科会においても、当病院が抱える根本的課題として、過去の過剰投資もさることながら、人件費比率が民間病院と比較して著しく高いこと、人員配置が非効率なこと等の厳しい意見が出されている。構造的な高コスト体質が、当病院の経営改善の大きな阻害要因であることは明らかである。

J A 府中総合病院についても、基本的に府中北市民病院と同様の体質にあり、人件費に圧迫された経営の改善は容易ではない。

(3) 病院間の競合による非効率な投資効果

従来の病院経営では、各々が総合病院として類似した診療科目を設置し、急性期から慢性期までを網羅した医療サービスの提供を目指してきた。そのため、各病院が医療の高度化に対応するための投資を重複して行うなど、地域全体としては大変非効率な状態にある。そして医師等の人材確保については、まさに競合状態と言える。

このことが、病院の経営悪化と医師等の人材の分散を招き、各病院の機能低下に拍車を掛けるという悪循環を作り出している。

(4) まとめ

病院経営悪化の最大の原因である人材不足については、医療制度等に起因する構造的課題が大きい。大学病院までもが医師確保に苦慮するなど、医師供給機能そのものが著しく低下している以上、たとえ従来の政策手法を駆使しても、根本的な問題解決にはつながらない。

加えて、地域における人材配置の希薄化が進行していることから、病院個々の努力のみでは、地域内の医療ニーズに十分対応することは困難であり、まして地域全体の医療提供体制を構築することは不可能と言わざるを得ない。

4 対策の方向性

本審議会では次の3項目を方向性として提案する。いずれも具体化は容易ではないが、病院存続及び医療提供体制の構築に向けて、避けては通れないものである。

(1) 病院の連携と機能分化、及び共同体化

概念的には、重複投資を避けつつ人材等の医療資源を有効に活用するためには、各病院が連携しつつ機能分化し、病院群全体として効率的に地域の医療ニーズを満たすようにすべきであることは明白であろう。

現実的なその実現策としては、まず公的病院等による病院連携体制を設けて、病院の給与体系等の経営基準を標準化し、地域の各病院が官民の枠を超えて相互に連携できる基盤づくりをすることが必要ではないか。これを更に進化させて、人材活用や経営面の一体化を図り、地域の病院共同体として構築していくことが、考え得る最も有力な方策と思われる。

(2) 共同での医師・看護師等の確保と活用

医師・看護師等の人材不足に対しては、病院単独での確保が益々困難になる中で、各病院が共同した体制によって確保を図るしかない。そして確保した人材は、共有して活用しなければならない。もはや、病院が個々に確保するのではなく、限られた人材を地域全体で確保し、活用するという考え方に改めて行くべきである。

(3) 地域の実情に即した医療の拡充

更に今後の課題であるが、当地域のように高齢化が進んだ中山間地域では、高齢者医療を中心とする在宅医療に対するニーズが高まることは間違いない。そのため、新たな医療提供体制の構築にあたっては、従来の医療機能に加えて、在宅医療を中心とした、地域の実情に即した医療の拡充にも努める必要がある。

これについては、平成19年度の「広島県地域ケア体制整備構想」において府中市が策定した「モデルプラン」にある通り、在宅医療の公的見守り機能を有する体制を目指すべきである。

5 緊急に具体化して実行すべき方策

(1) 地域内の病院による共同体の構築

現在の危機的状況を乗り越え、安定した地域の医療提供体制を構築するには、地域内の病院が、官民の枠を超えて連携し、医療を共同で担う新しい仕組みが必要である。病院間で業務範囲を適切に分担し、限られた人材を共同で確保・活用するなど、全体で最も合理的・効率的な医療提供体制を、複数の病院が共同体化して作り上げることを目指すべきである。

しかし現在、それを可能とする制度的枠組みが存在する訳ではない。国等は今日の医療危機に対し「病院相互の連携、ネットワーク化」を唱えているが、そのための制度作りは今後の課題として残されている。

そこで市におかれては、独自の制度を設けてでも、この病院共同体作りを急ぐ必要がある。共同体化が医療提供体制構築にとって不可欠なことは、病院の

存続自体が単独では困難になりつつあることを見ても、理解できるはずである。

府中北市民病院とJA府中総合病院の公的2病院は、自らそれを推進することが大切である。

加えて、平成18年の医療法改正において、一定の公的要件を備えた公益性の高い医療法人として、「社会医療法人制度」が創設されたことに着目したい。公立病院改革が進む中、当法人にはこれまで公立病院等が担ってきた救急医療、災害時医療、へき地医療等の新たな担い手としての役割が強く意識されている。当地域には、この社会医療法人である陽正会「寺岡記念病院」が存在しており、陽正会においてはその公益性に鑑み、今後の病院共同体構築に積極的に参画し、公的病院とともに推進役を果たすことを期待する。

更に、隣接する神石高原町立病院や地域内の他病院にも、参画を期待したい。

また、この病院共同体のあり方は、多くの病院がこれに参画できるよう、オープンで公正・対等なものでなければならないことは言うまでもない。

(2) 病院共同体の推進役を担う公的病院の再生

公的病院は、その存続のためにも病院共同体作りに参画しなければならないが、その前に自らの経営を改善する必要がある。危機的な経営状態のままでは、他病院との連携など望みようがない。

しかし府中北市民病院の経営は、小手先の対応で改善できるものではなく、もはや病院の経営形態の見直しに着手せざるを得ない。その上で、病院の適正規模化やコスト縮減等の合理化を進めて、存続を果たさなければならない。

新たな経営形態の選択肢は、公立病院改革プランに示されている地方独立行政法人、公営企業法全部適用、指定管理者制度等である。この中から本審議会としては、他地域における先事例の検討や、「高コスト体質による赤字経営からの脱却」及び「自主的・自立的経営の実現」という当病院の課題を踏まえて勘案したとき、「地方独立行政法人（非公務員型）」化を提案する。そして平成23年度までの改革プラン期間中に、これを実現する必要があると考える。

JA府中総合病院については、旧府中市域の中核的医療機関であることから、その存続は何としても確保されなければならないが、単なる存続では十分ではない。旧府中市域の医療ニーズは本来大きなものであり、適切な医療が提供されれば十分需要されるものである。当病院は医師不足によって経営を悪化させているが、地域の医療提供体制に占める役割は低下していないのである。

しかし、当病院の経営環境ではその役割を果たせないばかりか、赤字経営が長期化すれば、この貴重な医療資源も枯渇してしまう恐れが大きい。そうなるからではどのような対策を講じても無意味であり、当病院の機能が一定の水準にある早期の内に対策が行われる必要がある。

当病院の経営者であるJA広島厚生連が、病院存続に引き続き努力されるところでも、赤字縮小のための大幅な合理化や規模縮小は避けられない状況である。これに対し、市におかれては医療資源を守るという大所高所の判断に立ち、JA広島厚生連より当病院を受け継いで、地方独立行政法人化する府中北市民病院と統合して「新病院」を設立することを、本審議会は提案する。これにより、両病院は一体となって、病院共同体構築の推進役を担ってほしい。

(3) 病院共同体による医師・看護師等人材の確保及び活用

病院共同体の最大の課題は、医師・看護師等の人材の確保であるが、まさにこの問題を解決するためにこれまで述べた対策があると言っても過言ではない。その仕組みとして、病院共同体内に「地域医療人材センター(仮称)」を設置し、大学病院等と密接に連携した運営を行うことを提案する。

ここにおいて、病院共同体の医師・看護師等の確保を図りつつ、人材を共有して活用するためのマネジメントを行うとともに、更には医師・看護師の実地研修を実施するなど、今後の地域医療が必要とする人材の養成機能を果たすことも期待したい。

6 おわりに

本答申は、当地域の病院体制確保に向けて、特に緊急性の高い方策に焦点を絞ってまとめたものであり、今後、行政内部において十分検討された上で実現化を図られたい。なお、本答申に関する事項はもちろんであるが、在宅医療の充実などの医療の内容等についても、引き続き多くの検討が必要である。これらについて、更に本審議会での審議に附されることを希望するものである。

本答申を結ぶにあたり、今後、留意すべき事項を附記する。市におかれては、これらに十分留意されて方策の具体化に努められ、実現し得る最良の医療提供体制を確保されるよう強く要望する。

(1) 情報開示と住民等への周知の徹底

医療は住民生活に直結する問題であり、大きな変革を行う際は、地域住民をはじめ、関係者の理解と協力が不可欠である。

しかし現在、地域医療の将来が見通せないことから、住民は行き場のない不安を募らせている。市におかれては、医療体制確保に向けた将来計画を早急に取りまとめ、現在の病院の危機を含めて適切に情報を開示し、住民及び関係者の理解と協力を得る姿勢を明確にすることが肝要である。

(2) 関係者の一致した推進体制の構築

本答申では、従来の枠組みを越えた幾つかの方策を提案したが、その実現には多くの困難が伴うだけでなく、反対意見等も呈されるであろう。本審議会と

しても、各病院等のこれまでの地域医療に対する貢献については評価を惜しまないが、もはや現状に安住することは許されない。病院関係者は一致協力して、住民が望む地域医療の確保に向けて行動されることを切に望むものである。市におかれては、そうした機運を醸成するよう努めるとともに、各病院の努力が報われるよう十分配慮願いたい。

また、病院の存続政策は住民の関心を呼ぶ大きな問題であることから、全国各地に散見されるように、これがいたずらに政争化して政策が歪められたり、その実現が遅延するようなことがあってはならない。政策決定に携わる方々におかれては、くれぐれも自重されるよう強く要望する。

4 審議会報告書

第12回府中市健康地域づくり審議会

みだしの審議会の内容を次のとおりまとめたので、報告する。

1 審議会の概要

- (1) 開催日時 平成20年11月21日(金) 19:00~20:30
- (2) 開催場所 府中市文化センター3階会議室
- (3) 出欠状況 出席 13人
欠席 1人

2 会議の内容

(1) 報告事項

- ① 審議会委員改選に伴う新任委員の紹介
高尾芳文委員（社会福祉法人成和会）・・・地域福祉分科会副会長
唐川浩成委員（府中商工会議所）・・・医療・病院分科会副会長
- ② 審議会委員改選に伴う審議会役員の変更
中野悦成委員（青少年育成府中市民会議、次世代育成支援分科会会長）
・・・健康地域づくり審議会副会長
大森祥夫委員（府中地区医師会）・・・地域福祉分科会会長

(2) 協議事項

事前送付資料に基づき、全専門分科会等から平成20年度の事業中間報告を受けて意見交換を行った。

各専門分科会等に対する意見は次のとおり。

【元気づくり分科会】

- 特定健診の受診率等については、未達成時にはペナルティが課せられることをもっと周知する必要がある。また、受診率向上のためには個別健診の受診者数向上にむけた医師会との連携が必要であり、特定健診実施医療機関等記載したポスターを作成し、周知してはどうか。
- 分科会事務局からの報告にもある特定健診受診率の今年度目標の達成にむけた取り組みを推進する必要がある。

【次世代育成支援分科会】

- 次世代育成支援行動計画及び保育体制再編整備計画に則り、着実に事業が推進されている。今後も、特別保育の充実等、関係機関と連携しながら事業を推進されたい。

【地域福祉分科会・地域包括支援センター運営協議会】

- 第4期介護保険事業計画の策定に関して、地域ケア体制の構築を含めて、来年度からのイメージが具体的に分からない。
 - …地域ケア構想については、療養病床の再編成にむけたモデル事業として策定したものであり、未だ構想段階のものである。在宅ケアの推進のためにもこの構想の具体化にむけた協議を今後も継続していく旨説明あり。
- 第4期介護保険事業計画の中では、府中地域の福祉資源（医療療養病床は何床になるのか、医療強化型老健施設は何床になるのか、居宅施設はどの程度あるのか）など、具体的な数値を提示しないと具体的な協議はできないのではないかと。

【医療・病院分科会】

- 地域医療計画の策定については、現在ある府中地区の医療提供体制を如何に有効に活用するかを検討しなければならない。地域の開業医も高齢化していく中で、市民が安心できる医療提供体制を保つためにも、リ・フレをはじめとした拠点施設の有効活用も検討しなければならない。また、新型インフルエンザなどの感染症の危機に対する対応策も必要である。

【市立病院経営審査分科会】

- 健全化計画の達成が困難となり、12月議会で改善の方向性を報告すべく協議を進めたが、成案に至らず申し訳ない。北市民病院の抱える問題としては医師の減少による収入の減少もあるが、人件費が経営の足かせになっているのも確かである。縮小計画も病院として検討されたようだが、人件費の大幅な抑制には繋がらず思い切った案が打ち出せないでいる。しかし、医療が沈滞の時期にある現在では、病院が考えるような医師の確保による収入の増加は必ずしも現実味があるわけではなく、医師確保の目途も立っていない。ある程度の痛みを伴ってでも、根本的な改革に踏み切らなくては存続自体が困難になってしまう。
- 医師確保が困難なのは北市民病院だけではない。そういった中で経営を改善するためにはもっと冷静に今の病院のありようを見直す必要があるのではないかと。
- 審議会としては、楽観的な予測だけに基づいて市長に計画を提案することはできない。この審議会での協議に基づいて市の政策が打ち出せるよう、将来的な見通しが立つような計画の策定にむけて協議を継続する必要がある。

【審議会全体として留意すべき事項】

- 誤字脱字、数値の訂正等がないよう、事前に資料の確認を徹底すること。
- 専門用語など、分かり難い言葉には注釈を付けること。
- 添付資料を精査し、添付すべき資料は添付すること。（ふちゅう夢体操、要保

護児童対策協議会要綱など)

- 次回審議会では、平成20年度事業の報告に加え、平成16年度審議会答申に基づく事業の総括をまとめ、報告すること。

以上

第13回府中市健康地域づくり審議会

みだしの審議会の内容を次のとおりまとめたので、報告する。

1 審議会の概要

- (1) 開催日時 平成21年2月26日(木) 16:00~17:30
- (2) 開催場所 府中市文化センター3階会議室
- (3) 出欠状況 出席 11人
欠席 1人

2 会議の内容

(1) 分科会報告

事前送付資料に基づき、平成20年度分科会報告、審議会答申に基づく分科会の総括及び平成21年度分科会事業方針について、元気づくり、次世代育成、地域福祉、地域包括支援センター運営協議会、医療・病院の各分科会から報告した。

(2) 府中北市民病院健全化計画の見直し等について

事前送付資料に基づき、市立病院経営審査分科会からの分科会報告に加え、公立病院改革プラン(案)の内容について説明し、審議を行った。審議の結果、公立病院改革プランは当面の間の方策として承認するとともに、本日の意見交換を踏まえ、府中地域の医療提供体制の確保にむけた協議について、審議会として提言をまとめて市長に提出することを確認した。

【市立病院経営審査分科会の経緯等】

平成17年度、府中北市民病院の不適切な会計処理に起因する多額の特別損失の計上を発端に、平成18年度に府中北市民病院健全化計画(5ヵ年計画)が策定された。この計画の進捗管理が分科会の大きな役割である。

平成19年度決算においては、病院運営に好転の兆しが見られ、分科会及び審議会においても「健全化のスタートラインにやっと立つことができた」との評価をいただいたところであるが、平成20年度には外科医が1名減員となり、平成21年度には整形外科医が1名減員の見込みという状況になり、医業収益の大幅な悪化に対応するため健全化計画の見直しが必要となり、健全化計画に

における財政面での健全化方針である「公立病院改革プラン」の策定にむけて協議を進めてきた。

【北市民病院改革プラン策定にあたっての要点、分科会での意見等】

- ① 現健全化計画の基本的な方向性に変更の必要はない。しかし、「自立した病院経営」の実現こそが健全化計画の前提であることから、多額の経常損失は容認されるべきものではない。
- ② 改革プランの経営効率化策（内部留保資金の範囲内での病院経営の維持）は当面の間の対症療法的取り組みとしては認めるべきと考える。
- ③ 今後の方向性については、府中地域全体として現在の医療提供体制の維持すら困難な状況となっていることから、平成21年度策定予定の「府中市地域医療計画」においては、府中市全体の問題として医療機関の機能分化及び連携、医療機能の集約化及び重点化を進め、医療提供体制の確保を図る方策を検討しなければならない。府中北市民病院においても、効率化に努めるとともに同様の検討を進める必要がある。

【意見交換】

- 全国的に、これまで地域医療を担ってきた公立病院は危機的状況にある。厚生労働省は社会医療法人の育成を掲げ、地域医療の受け皿としようとしている。これまでの医療の公益性を無視した身勝手な政策だとは思いますが、それが現実である。府中地域においてもこれを基に地域の医療提供体制を考え直す必要に迫られていると思う。これまでの公的医療機関依存型では危険だ。
 - 北市民病院の経営を好転させるには人件費の大幅な削減しか方策はないと思うが、現実的には容易ではない。そうなれば経営形態の抜本的見直しは不可欠である。
 - 今後の医療機関の再編、ネットワーク化も含め、府中地域全体のこれからの医療をどうするのかという広い視野に立ち、その中で北市民病院の位置付けを検討する必要がある。
 - 改革プランは当面の間の対症療法的なものであり、この期間内に中長期的構想を策定しなければならない。対症療法的とはいえ、改革プランの経営効率化策（内部留保資金の範囲内での病院経営の維持）の達成は容易なものではない。平成21年度予算は赤字予算を編成しているが、この予算でさえ希望的観測に基づく部分が多い。
- (3) 諮問事項
- 「府中地域全体をカバーする医療提供体制の構築に向けて」府中市長から審議会に諮問した。

以上

第14回府中市健康地域づくり審議会

みだしの審議会の内容を次のとおりまとめたので、報告する。

1 審議会の概要

- (1) 開催日時 平成21年9月3日(木) 15:00~16:30
- (2) 開催場所 府中市文化センター3階会議室
- (3) 出欠状況 出席 10人
欠席 2人

2 会議の内容

(1) 分科会事業中間報告

事前送付資料に基づき、平成21年度における分科会事業実施状況に関する中間報告について、元気づくり、次世代育成、地域福祉、地域包括支援センター運営協議会、医療・病院、市立病院経営審査の各分科会から報告した。

各事業の進捗状況について、委員から特に意見等はなかった。

(2) 諮問「府中地域全体をカバーする医療提供体制の構築に向けて」に対する答申について

事務局から答申(案)を読み上げて説明し、その後、委員間での意見交換及び質疑応答を行った。

【意見交換及び質疑応答】

● 地方独立行政法人化によって財政的メリットはあるのか？

- 一 地方独立行政法人制度は「地方自治体の出資による、民間的運営が可能な法人の設立」というものであり、従来は事実上不可能であった人件費の削減なども実現され得る可能性がある。公立病院の人件費比率が民間のそれと比較して高いのは統計的にも明らかである。この状態で医師確保のために地域内の病院群による共同体化の枠に加わろうとしても、例えば人材交流などで協力体制を構築することは困難であり、病院群による共同体化・人材確保を可能にする制度であると考えている。

その他、財政面で特筆すべきは、地方独立行政法人は年次毎の市や議会からの財政コントロールを離れて独立した運営が可能になる一方、公立病院としての従来からの財政的支援、そしてそれに対する国等の交付税措置は継続されるということである。つまり、公立病院並みの財政支援が可能な枠組みの中で民間的な病院経営が可能になるということであり、様々なメリットが考えられるのではないかと思う。

もちろん、これを実現するとなれば職員の理解と協力、そして意欲を維

持していく必要があり、大きな課題は残っている。

- 答申(案)にあるように、北市民病院の経営は頓挫しているのか。また、北市民病院の健全化を断念する背景は何か。

一 市立病院経営審査分科会が立ち上がった平成17年度当時は、過剰投資など金銭で解決できる問題が主であり、府中市がどこまで赤字補填に耐えられるのかということに大きなウェイトがあった。しかし、近年では財政支援だけでは根本的解決にならない問題・状況が発生している。つまり、医師確保が非常に困難になり、加えて平成20年度からは外科、整形外科医が減少したため、目に見えて収益が減少しているということである。病院そのものは職員全員が一生懸命頑張ってくれている。それでもこういった状況になっている。確かに、医師の人件費は一般職員のそれより高いと言われていることは理解できるが、医療を建設業に例えれば医師は高額な大型機械のようなものであり、それがあるだけで一人の人間の能力以上の利益を生み出すことができる。しかし、今、その利益の元となる医師が地域から枯渇しようとしている。その結果、市としては財政支援だけでは病院の将来の維持が確信できなくなることから、頓挫という表現になった。

年度当初3ヵ月間からの決算見込は、当初予算からみればますます順調と判断できるが、過去においても年度途中で急激に悪化したケースもあり、今後の推移がどうなるかについては予測がつかないというのが本音である。

- このことについて、JA広島厚生連とは協議ができているのか。

一 厚生連には行政が実施しているような他会計からの補填は存在せず、逼迫の度合いを深めておられる。そういった状況の中で、特に今年度、来年度の医師確保については危機的状況を迎えておられるようだ。もちろん、そういう状況の中になっても、市・厚生連とも地域医療を守ることを第一に考えており、経営的に苦しいから投げ出したり閉院するようなことは考えていない。しかし、互いに医師確保がままならない中で病院経営がどんどん悪化していくことに対して、手立ての講じようがない状況に追い込まれてきている。そういった中で、地域の病院群全体で共同体化を進める中で再生を図るという方向性について協議を進めてきた。独立行政法人化する公立病院の枠組みの中に加わるという構想の方向性については、一定の理解が得られている。もちろん、この構想を具体化するとすれば、厚生連自体にも大変な課題があるわけであり、これが即ち100%実現できる確証はないが、少なくとも厚生連の理事者におかれては、府中市における現状に対する問題意識を共有していただいております、構想の方向性にも理解を

いただいている。

- 北市民病院の状況については理解できた。JA府中総合病院に対しては、「府中市市街地には総合病院はJA府中総合病院しかない。何としてもこの病院を残して欲しい。」という感情を住民は抱いていると思う。もちろん、両病院とも存続を目指すことが前面に出されていることは評価すべきだが、何とか現経営体制を維持し、且つ病院機能を拡充することは不可能なのだろうか。

一 この答申(案)の骨格は、例えば病院A B C Dと色々あっても、A病院を残すとかB病院はどうだというような理念には立っていない。地域全体で病院機能をどのように残して地域住民の期待に応えるのか、地域住民が安心できる医療が提供可能な体制づくりをしなければ、言い換えれば個々の病院の存続のみに主眼を置いた方法では、今後この地域で病院医療を存続させることは極めて困難であるという観点から構想が提起されている。そういう観点に基づいて、この地域に見合った病院機能を如何にして確保するかということに力点が置かれた案であり、その結果として必要な病院機能或いは医療機能が確保されるのであれば、当地域の健康地域づくりの方向性としても正解ではないかと思う。もちろん、感情的な面ではよく理解できる。

一 厚生連と協議を行う中で、厚生連としてもおよそ60年に亘って地域のお世話になった病院であり、簡単に手放すようなことはしたくないという気持ちが強いことも感じた。

県内には厚生連の病院が4つあるが、そのうち府中を除く3病院は広島大学から医師の派遣を受け、府中総合病院のみが岡山大学から、と府中総合病院は特殊なポジションにある。大学病院自体に医師が不足している状況の中で、岡山大学も県外への医師派遣が困難になった結果として現在の府中市の状況が発生している。それでは、広島大学に頼れば良いではないかと思われるかもしれないが、それは事実上困難であり、医師不足という面では特に府中は絶望的な状況にあるようだ。現実には医師は年々減少しており、かつては21名いらっしやった常勤医もここ数年の間で12名にまで少なくなっている。しかも、これを打開する良い方法がないことが大きな問題だ。それをこの答申(案)の枠組みの中で解決の糸口を見出そうとしている。

【まとめ】

- 病院が存続できるかどうかという問題は如何にも経営的手法で解決できるかのような印象を持ち易いが、一番大切なことは医師の確保である。医師

が確保できなければ、どんなに良い医療機器を導入しても、建物を建て替えても病院は存続できない。これは医師確保が上手いとか下手とかいう問題ではなく、医師そのものがいなくなっている。かつては大学から医師の派遣を受けて確保していたが、新医師臨床研修制度の義務化以降は大学における医師供給機能そのものが大きく様変わりしてしまった。この状況の中で、個々の病院で医師確保を図るのは絶望的と言っても過言ではなく、何とかして医師を確保する新しい仕組みを構築しようというのがこの答申(案)である。何とか病院が現状のうちに地域の病院群で共同体を構築し、医療供給機能を持つことで病院群全体で人材確保できる仕組みを作ることがこの答申(案)の根幹の一つである。

- 本日の意見はまさに地域住民の本心を代弁するものであり、重く受け止める必要がある。それを踏まえたくえて、諮問に対してこの地域の医療を存続させるにはどうしたらいいかについて審議会として提案しなければならない。これが実際に可能かどうかについては、市において判断し、政策を決定される必要がある。
- この答申を具体化しようとするれば、様々な議論と困難が控えている。これ乗り越えるにはここに出席している委員の理解と協力、そして何よりも市民の理解を得ることが必要である。言葉では簡単かもしれないが、本当に後戻りのできない歩を進めることになる。しかし、それから目を背ければ早晩のうちに府中の病院体制は崩壊してしまう危険性がある。

【審議結果】

上記の意見交換等の結果、答申(案)については原案どおり採択され、府中市長に提出された。

以上

第15回府中市健康地域づくり審議会

みだしの審議会の内容を次のとおりまとめたので、報告する。

1 審議会の概要

- | | | |
|----------|----------------|-------------|
| (1) 開催日時 | 平成22年3月18日(木) | 14:00~16:30 |
| (2) 開催場所 | 府中市文化センター3階会議室 | |
| (3) 出欠状況 | 出席 | 10人 |
| | 欠席 | 2人 |

2 会議の内容

(1) 平成21年度分科会事業総括、平成22年度事業方針について

事前送付資料に基づき、平成21年度における分科会事業実施状況に関する総括及び平成22年度の分科会事業方針について、元気づくり、次世代育成、地域福祉、地域包括支援センター運営協議会、医療・病院、市立病院経営審査の各分科会の順に審議した。

【1. 元気づくり分科会】

特定健診の受診率向上に向けて、健診実施日及び会場の増加、未受診者への電話による受診勧奨などに取り組んでいるが、なかなか受診率向上につながらない。

「何故、健診受診が必要なのか」について、もっと地域に理解してもらえるような啓発事業を、医師会等と連携しながら進める必要があるのではないか。

(例：健診受診一覧表の作成配布、活用など)

その他、定期的に医療機関を受診しており、既に一部の検査を受けている人に対する受診勧奨のあり方について、検討を進めて対策を講じるべきである。

【2. 次世代育成支援分科会】

保育体制の再編整備をはじめ、保育サービスの充実など、次世代育成支援行動計画に沿った施策を着実に進めており、成果を上げている。平成21年度は「特色ある保育所づくり」をテーマに取り組まれているが、各保育所で開催されている「公開保育」に参加してみて、年々保育サービスが向上しているのを感じる。今後も計画に則って、着実に施策を推進されたい。

【3. 地域福祉分科会】

健康地域コミュニティの市内全域への普及にむけて取り組んできたが、まだまだ全体への浸透には至っておらず、モデル地域も全体の約1割に留まっている。既に取り組まれている地域では、非常に活発に活動されており評価できる。

今後は、その先進的な取り組みが市内全体に波及するよう、事業のあり方を改善する必要がある。

【4. 地域包括支援センター運営協議会】

ケアプランの適正化事業については、浸透しつつあると判断するものである。

地域包括支援センターの認知度向上に向けた取り組みについては、成果を上げつつあり、相談件数も平成20年度と比較して1.8倍に増加しているが、まだまだ地域包括支援センターの存在と事業が十分に認知されているとは言い難い。

65歳以上の高齢者の総合相談窓口であることをもっとPRし、事業につなげていく必要がある。

【5. 医療・病院分科会】

① 府中市地域医療計画について

同計画は、市民の安心・安全な生活を支える医療提供に向けて、災害時や大規模感染症発生時なども包含した総合的な医療提供のあり方について策定するものであり、現在の医師減少による病院存続の危機的状況下では、まずは医療提供体制確保の根幹となる地域医療再生計画の策定を優先せざるを得ない。

しかし、ある程度の段階で分科会を開催し、同計画の策定に向けてどの程度まで構想ができているのか明らかにし、議論を進めていく必要がある。

② 地域情報通信技術利活用推進事業（コビキタスタウン推進事業）について

同事業は、平成19年度に策定した地域ケア体制整備構想モデルプランに基づき、在宅医療の推進にむけた情報の共有化を目的に、既存の在宅医療情報共有システムの機能強化・画像診断等の導入による病院連携の推進などの機能を持った新システムを、国の交付金を活用しながら導入を図るものである。

しかし、システムは連携体制を作るための道具であり、システム導入が即連携体制の構築に繋がるものではない。交付金事業ということもあり、システム導入というハード面が先になってしまっているが、機器整備だけで終わらないよう、どのようにこのシステムを活用していくかなど、ソフト面の方向性を医師会等関係機関ときちんと協議して明確にしておく必要がある。

【6. 市立病院経営審査分科会】

平成21年度の府中北市民病院決算については、5,100万円の赤字予算に対して4,200万円の赤字決算見込みということで、公立病院改革プランの計画内で事業が運営されている。病院においては、計画内での事業運営にむけた努力が続けられており、成果を上げている。

府中市においては、病院経営が未経験である中で、合併によって市立病院を運営することとなり、その運営を軌道に乗せるために、平成17年度に分科会を設置したという経緯がある。この間、病院の健全化計画や公立病院改革プランを策定し、病院経営の健全化に努め、行政側も病院経営について経験を積んだ。

「病院の健全化が達成でき、十分に病院改革ができた。」という状態では決してないが、償却資産の計上も適正化され、平成21年度決算見込にあるような

経営努力がされている状況を見ると、やっと普通の公立病院になることができたと評価することができ、病院運営の立て直しという分科会設置の目的は果たされつつある。

現在直面している医師不足は全国共通の問題であり、経営努力だけで病院を維持することはできない。公立病院改革プランに記載されているように、経営形態の見直しまで検討するには分科会だけでは十分とは言えず、病院問題について根本的に見直す時期が来ていると思われるので、今後の検討形態を含め、早急に検討する必要がある。

(2) 地域医療再生計画に向けた取り組みについて（報告）

- ①地域医療提供体制（中間報告） ③広島県地域医療再生計画
②住民説明会の概要（上下地区8会場実施） ④JA広島厚生連の動向

を中心に、行政から前回審議会以降の経過報告を行った後、意見交換等を行った。

【意見交換等】

- ① JA広島厚生連の動向をみていると、「病院はJAが経営し、建物は基金を使って建て替え、人材確保システムは利用する」ことも検討されているように受け取ることもできるが、どうなのか。

協議に当たっては、曖昧で済ますのではなく、十分に具体を詰める必要があると思う。

- 一 JA広島厚生連も、単独での病院継続は困難という現状認識を表明されたということで、行政と同一のスタートラインに立ったと考えている。互いに信頼関係を築きながら、具体的にまで踏み込んで協議していかなければならないと考えている。

行政の目的は「病院を存続させること」であり、現在の構想を金科玉条の如く扱うつもりはなく、流動的状況の中で形を作っていかなければならないと考えている。

また、地域医療は病院のみが支えているものではないので、病院と、診療所等地域の医療機関の双方が合意できる形にしなければならないと考えている。

- ② 広島県地域医療再生計画の策定に向けて、府中市が広島県に提出した構想は、まずは「官民の枠を超えた病院共同体の構築」をし、そのうえで「安心を支える在宅医療の提供」、「医師・看護師確保の仕組みづくり」を構築するという、病院体制の確保のみならず、高齢化が進む中山間地域での医療提供体制のあり方にまで及ぶものであった。

県の計画においては、基金が活用できる部分のみ取り上げられているが、

基本理念としては間違いのない出発点であったと思うので、この精神をいつも持って施策を進めてもらいたい。

- ③ 広島県地域医療再生計画と、市の構想では内容に相違があると思うが、両者に整合性はあるのか。また、JA広島厚生連との間の実際の協議はどのような状況にあるのか。最後に、行政として今後のスケジュールはどのように想定しているのか。

一 市の構想は、府中地域の理想を表明したものである。市の構想全体が県の計画に組み込まれれば最も良かったが、県の計画は県全体を対象にしたものであり、国の基金を獲得しなければならないという事情もある。そのため、市の構想の中でも基金が活用できる部分のみ県の計画に盛り込まれたものであり、例えば病院の共同化による医師確保の仕組みづくりについては既存の制度的受け皿がないということで県の計画には盛り込んでもらえず、人材センター構想については県が基金を活用して事業化を図るということで採択されなかった。

市としては当初の理念を忘れずに構想の具体化を目指していかねばならないと考えている。その中で、上位計画として活用できる部分は最大限活用していきたい。

JA広島厚生連については、内部では具体的に踏み込んだ協議もされているようである。

また、今後のスケジュールについては、JA府中総合病院は現在より更に医師の減少が確実視されていることも加味すると、2年後、つまり平成24年4月には新体制を構築するというスケジュールを諦める訳にはいかない。詳細なスケジュールはまだないが、果たしてそれまで病院が持ち堪えられるか危惧されるくらい、状況は逼迫している。

- ④ 広島県地域医療再生基金は、JA広島厚生連の事業に充当されるのではなく、市の事業に充当されるものである。そういった意味では、市が主体性を持って事業を推進していく必要があると思う。

- ⑤ JA広島厚生連の動向として、JA自身では府中総合病院の経営を継続することはできないと判断しているようにも受け取ることができる。そういうことであるならば、経営形態の見直しを含め、様々な対策を検討しておく必要があると思うが、市の見解はどのようなものか。

一 市が府中北市民、JA府中総合の両病院をそのまま抱えることは財政的に困難と言わざるを得ないが、そうかといって両病院とも存続させなければならないと考えている。JA広島厚生連として病院経営を継続させることができないということであれば、構想において提案しているような運営

形態の見直ししか両病院の存続は不可能と考えている。

- ⑥ 市が想定されている平成24年4月は構想具体化の最終ラインとして提示されているが、運営形態見直しの前段階の問題として、市の構想のような体制を築くためには府中北市民とJA府中総合の当事者が、どのようなデータや根拠を持って、どのような病院の将来像を描いているのか、市民全体に明示することが必要だ。

医師会、これまで分科会で公立病院の進捗状況を管理してくださった委員、市民の立場、民間病院の立場など、様々な立場の人が加わって協議を進める必要がある。より良い形で、市の構想の具体化に向けて協議が進められることが必要だ。

以上

